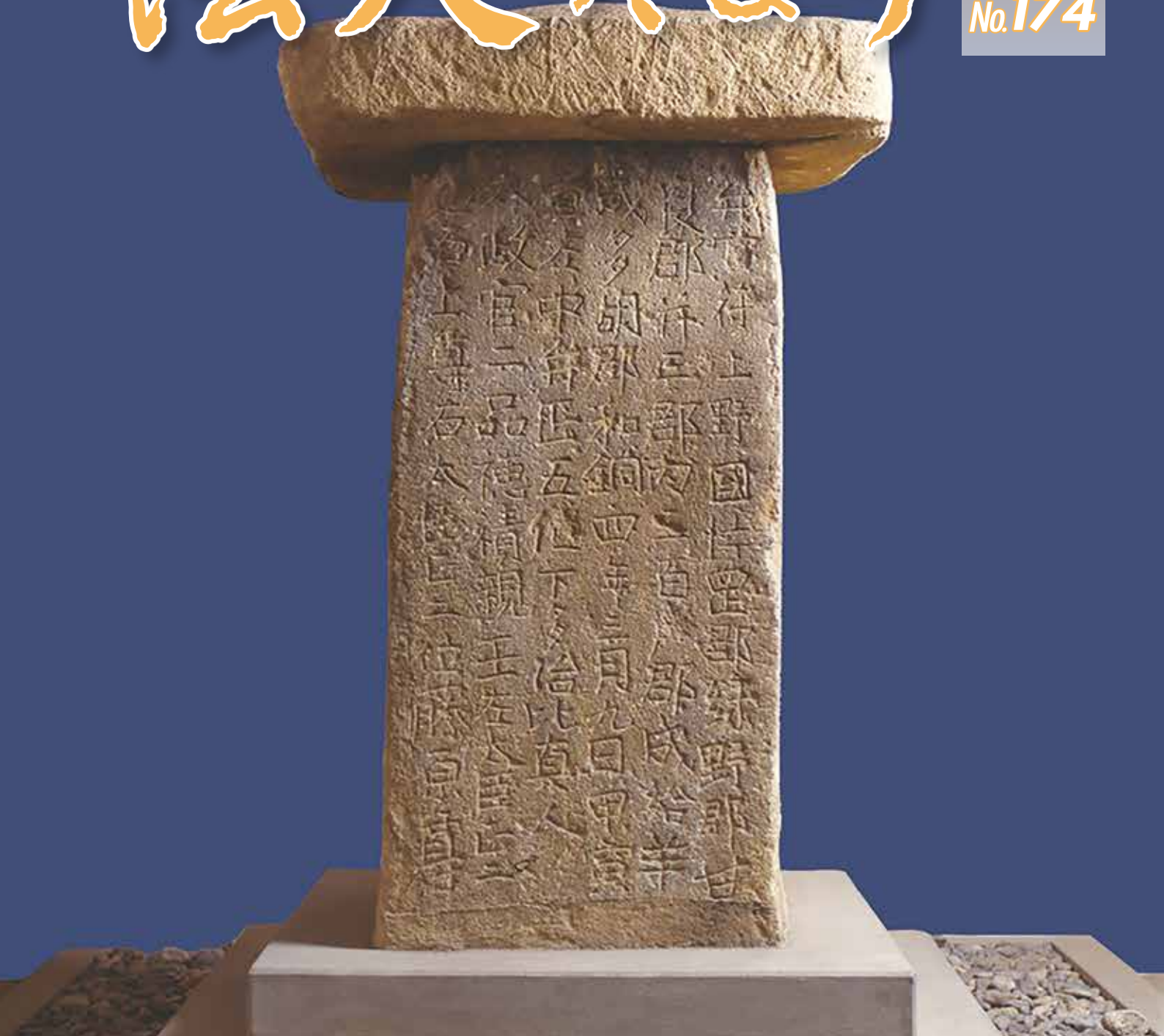


法人だより



多胡碑 (吉井地区会) 表紙説明はP.26

全国法人会総連合
令和2年度 税制改正に関する提言

100年企業から学ぶもの

魅力的なリーダー像

押し寄せる「不安」をうっちゃれ！

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

10月

●10月10日

- 1 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●10月15日

- 2 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

●10月31日

- 3 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 4 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 7 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●10月中において市町村の条例で定める日

- 9 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※ 税理士相互扶助の日…10月26日

11月

●11月11日

- 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●11月15日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

●12月2日

- 3 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 5 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 8 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●11月中において都道府県の条例で定める日

- 11 個人事業税の納付(第2期分)

※ 税を考える週間…11月11日～17日

12月

●12月10日

- 1 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付

●本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 2 給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

●本年最後の給与の支払をするとき

- 3 給与所得の年末調整

●翌年1月6日

- 4 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
- 5 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
- 8 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2か月分)〈消費税・地方消費税〉

●12月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付

目次

税務カレンダー	1
新税務署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	2
令和2年度税制改正に関する提言(全国法人会)	3
経営のヒント	
100年企業から学ぶもの	9
魅力的なリーダー像	11
健康情報	
東京五輪を前に国は感染症「風疹」の封じ込めに懸命	12
最近の話題から	
「お疲れさま」から考える	13
押し寄せる「不安」をうっちゃれ!	14
部会だより	15

地区会だより・会員企業紹介	16
税理士会コーナー	
「税を考える週間」における広報活動【税理士 柏 昌幸】	19
経営寸話【税理士 福田典宏】	20
税務署コーナー	
国税に関するご相談・ご質問について	21
国税庁ホームページ「タックスアンサー」のご利用について	22
税を考える週間のご案内・年末調整説明会のお知らせ	23
群馬県からのお知らせ	24
新会員・部会員紹介・下期税務説明会のご案内	25
お知らせ・表紙説明	26

着任のごあいさつ

高崎税務署長 郷間 一 男



7月の人事異動で関東信越国税局徴収部から転任してまいりました郷間でございます。

高崎署は、昭和55年から5年間、それから、平成10年から2年間、そして今回と通算で3回目の勤務となります。近年における趣味はハイキングでございます。前任の田中同様、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人高崎法人会の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、税に関する各種研修会をはじめ、租税教室へ

の講師派遣や「小学生の税に関する絵はがきコンクール」などを通じ、税知識の普及や納税意識の向上に努められており、税務行政に携わる私どもといたしまして、大いに心強く感じております。

これらは偏に、横田会長をはじめとする、役員各位の卓越した指導力と会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であり、引き続き県内最大の会員数を基盤とした充実した会活動の展開によって、貴会の更なる発展を期待いたします。

さて、この10月より消費税率10%への引き上げと消費税の軽減税率制度が実施されました。貴会におかれましては、制度の定着に向けた説明会の開催などについて多大なるご協力を賜っ

ており、改めて感謝申し上げます。引き続き、ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人高崎法人会の益々のご発展と、会員各位のご健勝、更には各事業のご繁栄を祈念し、挨拶とさせていただきます。

郷間署長略歴

平成23年7月	川越税務署	副署長
平成25年7月	東京国税局 徴収部	特別整理第10統括官
平成26年7月	東京国税局 徴収部	特別整理第9統括官
平成27年7月	関東信越国税局 徴収部	特別整理総括第二課長
平成28年7月	大田原税務署長	
平成29年7月	関東信越国税局 徴収部	特別整理総括第一課長

高崎税務署の人事異動

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

新幹部職員等(法人課税関係)

(敬称略)

職 名	氏 名	前 任 署 等
署 長	郷 間 一 男	関東信越国税局 徴収部 特別整理総括第一課長
副署長(総務・個人・資産担当)	渡 邊 健	新潟税務署 副署長
副署長(管理・徴収・法人担当)	青 木 正 裕	関東信越国税局 総務部 人事第二課 課長補佐
総 務 課 長	深 澤 智 子	関東信越国税局 総務部 国税広報広聴室 室長補佐
法人課税第一部門統括官	加 藤 明	留任
法人課税第一部門上席調査官(法人会担当)	土 本 賢	高崎税務署 法人課税第五部門 上席調査官

令和2年度

税制改正に関するスローガン

○経済の再生と財政健全化を目指し、

歳出・歳入の一体的改革を！

○適正な負担と給付の重点化・効率化で、

持続可能な社会保障制度の確立を！

○中小企業は日本経済の礎。

活力向上のための税制措置拡充を！

○中小企業にとって事業承継は重要な課題。

本格的な事業承継税制の創設を！

はじめに

我が国経済は企業収益に陰りが見えるなど、景気の減速懸念がにわかに強まっている。円安・株高などをもたらした異次元の大規模金融緩和の効果が期待できなくなつたうえ、米国と中国の通商摩擦によるマイナス影響が我が国でも顕在化してきたからである。

アベノミクスが「一丁目一番地」と位置付けた規制改革を中心とした成長戦略に本腰を入れていけば、こうした外的ショックにも強い自律的好循環に移行していただであろう。しかも、長期にわたる安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却もできず、異次元緩和の出口戦略の議論にさえ入っていない。極めて残念である。国家的課題である財政健

全化に至っては、後退に後退を重ねてきた。社会保障の恒久的安定財源である消費税の税率10%への引き上げは本年10月に実現の運びとなつたが、これは当初予定より4年遅れである。かつ、増税による景気変動の抑制を目的とした税収増を上回る財政措置についても過剰な対策との批判が高まっている。

こうした政策はひとえに財政規律が毀損された結果といえよう。すでに社会保障4経費に限定されていた消費税の用途は教育無償化にも拡大され、「社会保障と税の一体改革」の理念は大きく失われている。基礎的財政収支（プライマリーバランス（PPB））の黒字化目標も2025年度へ大幅に先送りされたままである。

海外経済面では指摘した米中の対立が安全保障の側面も有する摩擦にまで発展しているほか、トランプ米大統領の保護主義政策が我が国をも対象とするなど予断を許さない状況となつている。

こうしたことにより景気の減速が顕著になれば、地域経済と雇用の担い手であ

る中小企業も厳しい局面に立たされる。政府は「令和」という新しい時代を迎えた今こそ、成長戦略と税制改革に不転の決意で取り組みねばならない。

基本的な課題

第一

税・財政改革のあり方

「令和」という新時代を迎えた我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1100兆円を越し国内総生産（GDP）のほぼ2倍と、先進国の中で突出した悪化ぶりとなつている。振り返ってみると、平成初頭期には赤字国債の発行ゼロを達成したのだから、その後のおよそ30年間でいかに借金を積み上げた時代だったかである。

デフレの長期化という側面があつたにせよ、ここま

で財政を悪化させた主因が社会保障を中心とした「受益」と税や社会保険料といった「負担」のアンバランス、つまり「中福祉・低

負担」の税財政構造に根差していることは言うまでもない。裏返してみれば、目指すべき「中福祉・中負担」への転換がなされなかつたのである。

我が国が先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口減少という深刻な構造問題を抱えていることは、かねてより周知の事実であつた。その問題解決には「受益」を大胆に抑制し、「負担」を適正な水準に引き上げるしか方策がないことも明白であつた。

にもかかわらず、政治は一部の政権を除いて問題を放置、解決策の先送りを繰り返してきた。とりわけ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立を目的にした「社会保障と税の一体改革」で定めた消費税10%への引き上げが、極めて説得力を欠く理由で2度も延期されたことは、財政規律を毀損するに十分であつた。

今般、この税率引き上げがやつと実現の運びとなつたが、これから本格化する社会保障給付費の増大と財政健全化の困難さを考えれば、極めて不十分と言わざ

るを得まい。「令和」という新時代が幕を開けた今こそ、平成時代に毀損された財政規律を取り戻し、「受益」と「負担」の均衡に向けて税率10%超への議論を早急に開始せねばならない。そして問題解決の具体的道筋をまとめ実行に移す。それは政治のみならず、国民一人ひとりに求められる責務であろう。

1. 財政健全化に向けて

消費税率10%への引き上げが実現の運びとなったが、「社会保障と税の一体改革」では2015年10月に引き上げる予定だったのだから、実に4年遅れたことになる。しかも今回の引き上げでは、財政規律を大きく損なう2つの問題があった。

ひとつは消費税の使途拡大である。「社会保障と税の一体改革」では年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に限定していた使途を幼児教育無償化にまで拡大したのである。これにより改革理念は失われ、社会保障の安定財源確保を目的とした消費税のあり方も

変質してしまった。

2つ目は税率引き上げによる景気悪化抑制を理由とした過剰ともいえる財政措置である。増税による負担増という影響額をこの幼児教育無償化などで2兆円程度に抑制したうえ、ポイント還元や公共事業などで2兆円の財政措置を行ったのである。いくら税率引き上げへの環境整備が必要だったとはいえ、増税による税収増を財政支出が上回ったのでは、何のための増税なのか本末転倒の誹りは免れない。

財政健全化目標に至っては、財政規律など存在しないも同然となっている。政府は昨年、基礎的財政収支（プライマリーバランス（P.B.）の黒字化目標達成を消費税率引き上げ延期に伴い2020年度から2025年度へ大幅に先送りし、本年6月の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2019）でもこれを踏襲した。しかし、本年7月に更新された内閣府の「中期の経済財政に関する試算」では、高い名目成長率を前提としても2025年度には2兆円の赤字が

残るとしている。

昨年策定された2021年度の中間目標である①P.B.赤字の対GDP比を1.5%程度②債務残高対GDP比を180%前半③財政収支赤字を対GDP比3%以下——という指標も同様に踏襲されたが、これは2025年度のP.B.黒字化目標以上の問題を内包している。なぜなら、「債務残高」と「財政収支」の対GDP比は、長期金利が成長率を下回る異次元緩和が目標達成を容易にしているだけで、いずれ金利が正常化すれば指標は急速に悪化する。つまり、国民に誤解を与えやすい目標であることを指摘しておかねばならない。

そして今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。つまり、政府のP.B.黒字化目標年度は遅すぎるわけだ、本来なら団塊の世代の先頭が後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきなのである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が目前に迫っている。また、「団塊ジュニア」が年金受給年齢に達するなど高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（2019年度約124兆円）に達する見込みである。

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できないことは、すでに指摘した通りである。とりわけ、医療と介護の分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスをどう入れるかが重要になる。その意味で注目されるのは、来年度が2年に一度の改定年に当たる診療報酬である。これまでの改定では「薬価」引き下げで診療報酬全体を抑制してきたが、

今回こそ「本体」にどう切り込むかが焦点となる。

また、「骨太の方針2019」では高齢者の雇用・就業機会を確保するため、70歳までの就業機会の確保を企業の実業規定として求めていくことを盛り込んだが、年金支給開始年齢の引き上げも一体的に議論する必要がある。さらに、将来の廃止も検討されている在職老齢年金制度については、将来世代の年金財源への影響を考慮すれば慎重であるべきであろう。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることを原則とする必要がある。

医療費・介護費の抑制につながる注目されている健康寿命の問題については、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

3. 行政改革の徹底

3. 行政改革の徹底
 一般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行政の徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。しかし、政府・議会がこの国民の要請に応えているとはとても言えない。たとえば「一票の格差是正」や合区対策を理由に参議院定数を6増やしたことである。一票の格差は是正せねばならないが、それは定数を増やすのではなく、減らす方法で行うべきであり、国民が求める議員定数の抜本的な削減に逆行している。しかも、この6増による経費増を削減する方策として、参議院議員の歳費を月額数万円自主返納するというが、これは明らかに国民の批判を回避するための小手先のパフォーマンスとみられても仕方あるまい。

また近年、地方の政府・議会を含め、国民の信頼を裏切るような不祥事が相次いでおり、国民の不信感は極度に高まっている。もはや改革の先送りは許されな

や改革の先送りは許されない。明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

4. 消費税率引き上げに伴う対応措置

4. 消費税率引き上げに伴う対応措置
 本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

また、税率引き上げによる景気への影響を緩和する対策としてキャッシュレス決済へのポイント還元制度等も実施される。国は、軽減税率制度だけでなく、これら経済対策についても国民や事業者に対して周知を行い、混乱が生じないように努める必要がある。

すでに指摘したように、消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に不可欠、かつ極めて重要である。このため、税率引き上げ後も消費税率の信頼性と有効性を確保する観点からの対応措置が求められる。

5. マイナンバー制度について

5. マイナンバー制度について
 マイナンバー制度はすでに運用段階に入っているが、依然としてマイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

そのためには、国民にどうカードの利便性を実感してもらうかがカギになる。その意味で2021年3月よりマイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始されるのは重要である。また、e-Taxやe-LET AXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながる。

制度の運用に当たって不可欠なのは、年金情報流出問題などでみられた個人情報漏洩の防止、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の信頼が担保される措置を講じることである。さらにコスト意識の徹底にも努めねばならない。

マイナンバー制度の利用範囲については、社会保障と税、災害対策に限定されているが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題である。たとえば世帯収入の把握なども簡単になり、新たな制度設計がしやすくなるといったメリットもあるからだが、それには広範な国民的議論が必要になる。

6. 今後の税制改革のあり方

6. 今後の税制改革のあり方
 今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——など

にどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

第二

経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな景気拡大基調に黄信号がともりはじめたといわれる。米中経済摩擦の影響などで企業収益に陰りが見えてきたからである。

さらに、アベノミクス最大の成果をもたらしたといわれる円安・株高傾向の行方も不透明になっている。その背景には米国が金融引き締めから緩和へ微妙に舵をきる一方で、我が国の異次元の大規模緩和策に手詰まり感が出ていることがある。それどころか、行き過ぎた緩和により市場機能や金融機能に歪みが生じている。「骨太の方針2019」はAI(人工知能)活用による生産性向上や教育無償化などを中心とした「人づくり革命」、長時間労働の是正などによる「働き方改革」といった経済社会の活

性化策を打ち出し出しているが、焦点が絞られていない。うえ潜在成長力をどの程度押し上げるのか定かではない。成長戦略の「一丁目一番地」であったはずの規制緩和、とりわけ農業や医療といった岩盤規制に改めて切り込む必要がある。

指摘したように、相互の保護主義政策がぶつかる形の米中経済摩擦をはじめ我が国を取り巻く環境は一層、厳しくなっている。対外的には日・EU（欧州連合）経済連携協定（EPA）の活用など自由貿易政策を推進し、国内的には個人消費の喚起と企業の膨大な内部留保を活用する方策が不可欠である。

また、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化策もより重要になる。そのためには地方創生戦略との連携強化や、事業承継税制のさらなる改革が求められよう。

1. 法人実効税率について

平成28年度税制改正で、法人実効税率「20%台」が実現（20.7%）したが、「先進国クラブ」と称されるOECD（経済協力開発機構）

加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となつている。米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実が変わりはない。国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけではなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等

によつて事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

第三

地方のあり方

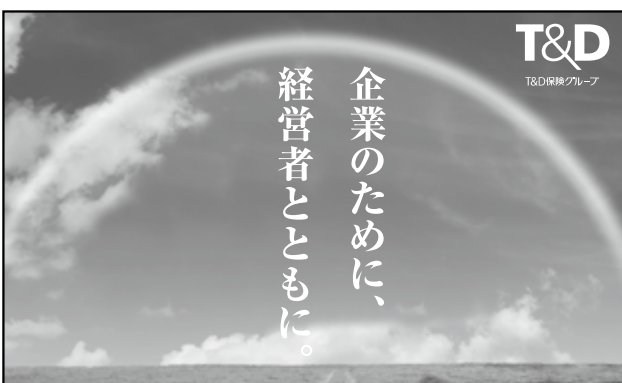
国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方活性化の上でも重要である。その際には地方の自立・自助の理念が不可欠である。地方創生戦略を推進するうえでもこの理念は極めて重要になる。

今年度が最終年にあたる第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を振り返ってみると、こうした理念や意識が希薄だったように見える。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらない。

その意味で、「ふるさと納

税制度」の返礼品アピール競争をみていると、あまりに安易で地方活性化に正面から取り組もうとしているのか疑問を呈さざるを得ない。今般の税制改正では過度な返礼品を送付している自治体を制度の対象外にする見直しが行われたが、当然の措置であろう。住民税は本来、居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

また、「地方は国の仕送り（地方交付税）を貯金している」として問題になった地方の基金残高総額も過去最高の22兆円（29年度）に膨らんだままである。そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を手厚く保障する機能を有しており、それが地方の財政規律を歪めているとして改革が求められてきた。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で行財政改革を進め地方活性化策を企画・立案し実行していかなければならない。



T&D
T&D保険グループ

企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

第四

震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も4年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

第五

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組む、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税目別の
具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

交際費課税の特例措置については、適用期限が

令和2年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 公益法人課税

公益法人課税のあり方については、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

② 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべ

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る医療補償 **ハイパーメディカル**
業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の上乗せ補償 **ハイパー任意労災**
業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

きである。

③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。
② 相続時精算課税制度の特別控除額(2500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。このため、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦

課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれていたため、大幅に引き上げる。

⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反する

ことのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているもの、不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告(e-LTAX)とのシステム連携を図る必要がある。

※令和2年度税制改正に関する提言より抜粋。全文については高崎法人会HPをご覧ください。
<http://www.takasakihojinkai.com/>

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ
病气やケガの備えに

NEW/
ライフステージの変化に
ちゃんと応える
医療保険EVER



心配な「がん」の備えに

生きるためのがん保険
Days 1



(引受保険会社)

Affiac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

100年企業から学ぶもの

未来事業株式会社
経営コンサルタント

清田 正和

100年企業とは

人間の寿命は100年が限界だが、100年を超えて事業継続して、さらなる成長を目指している企業は幾多とある。

100年企業とは、長寿企業、老舗企業など様々な呼び名で語られるが、本業を維持しながら、変化し続けて成長を遂げてきた会社を言う。

老舗の語源は「しにす」という動詞から由来し、家業と信用を守り、今も繁昌している店のことである。さて、企業の寿命については、東京商工リサーチの調査で、倒産企業の平均寿命がある。

これを見ると、2017年は23.5年となっている。つまり、一般的にはほぼ20年から25年の間しか、事業継続できていないという結果である。

こうした中、世界の100年企業は、136か国で6万2千社ある。そのうち、日本はその40%を占めている。以下、米国、ドイツの順である。

世界最古の企業は、あまりにも有名な、(株)金剛組で1440年の歴史がある。

この他、老舗企業の国際組織としてエノキアン協会という組織がある。加盟数は48社と少ないが、日本企業では岡谷鋼機、虎屋など9社が入っている。

日本の100年企業の現状をみると、東京商工リサーチの全登録企業310万社あるうち、2016年時点で31,136社が存在する。全登録企業の1%にあたるが、2018年に100周年を迎えた有名上場企業ではパナソニック、GSユアサなどがあり、日本は長寿企業大国である。

100年前というと19

18年であるから、第一次世界大戦が終わった頃となる。

100年企業の特徴を調べてみると、業種別小分類では清酒製造業がトップ、2位に貸事務所、3位に清酒小売業である。企業規模のうち売上高では5億円未満で6割強の比率を占め、比較的小ぶりの企業が多いことがわかる。

業種大分類では、製造業、小売、卸売、サービスの順となっており、従業員規模では20人未満で7割を占めており、地区別では、関東30%、近畿18%、中部15%、東北10%の順である。

これらの企業はほとんどがオーナー企業で3代、4代目が現社長のところが多くなっており、上場非上場に関わらず、ファミリービジネス(FB)と呼ばれている。ファミリービジネスの定義は、株式の20%以上

を有し、ファミリーから2人以上役員となり、意思決定者がいる、血縁で3代以上続いている会社である。

つまり、血縁で株保有だけではダメで、経営の場意思決定する社長でない、ファミリービジネスと言えない。大手上場企業では、大塚製薬、ニトリ、非上場ではサントリー、竹中工務店などが有名で、海外ではBMW、BOSH、ディアゴステイニなどがある。

図表でみると、上場企業だけでも全体の52%にあたり、地方株式市場では70%近くが創業家で維持されている。

その特徴は、先行研究では、ファミリービジネスは長寿企業が多いこと

	上場企業数	FB数	FB比率
東証一部	1,987	932	46.9%
東証二部	517	298	57.6%
新興	950	584	61.5%
地方	92	63	68.5%
合計	3,546	1,877	52.9%

項目	ファミリービジネス	非ファミリー企業
総資産事業利益率	6.66	5.44
自己資本率	54.72	44.89
流動比率	256.15	213.32

と、本業重視、経営理念の浸透、従業員重視がしっかりとできていることが挙げられている。

業績的にファミリービジネス白書によれば、図表のように、一般企業よりも収益性、安定性で優位性があることがわかる。

経営理念の共有と承継が100年企業をつくる

こうした特徴を念頭に、筆者は実際に該当企業にインタビューしてみた。

まず、一つ目の事例は、1910年創業のK社である。同社は、金属加工業からスタートし、製缶プレス、クレーン事業、冷蔵庫、熱交換器を手掛け、新製品開発のため、関連子会社を設立した。

「刺激こそ成長」という社訓を掲げ、社員の愛社精神を大切に、地域の産官学と連携し、イノベーションを経営を目指している。

事例2は、S酒造。1686年創業で現社長が16代目に当たる。

バブル時に、工場用地を購入して大量生産化を検討したが、排水の関係から断念、その後社訓の「身の丈経営」に徹することを心掛けたことで、経営危機を乗り越え、事業継続できたという。

消費者からおいしい酒だと棚から選んで頂ける酒を造るのが信条で、若い人たちの飲み方に合わせた酒づくりを目指している。輸出にも積極的で、国際コンクール日本酒部門で受賞するなど、内外の評価を高めている。

以上を踏まえ、ファミリービジネスの特徴をまとめると、図表のように100年企業、長寿企業には共通するものが見えてくる。

この中で、特に重要なものは、経営理念の共有と承継が、会社の信用力と安定した業績を促し、より長期的な経営を担保する。

反面、事業承継の困難さや公私混同、ガバナンス、コンプライアンス違反など、ファミリー内の問題が即影響するなどの欠点やリスク

も存在する。

しかし、創業からの経営者の熱い思いや訓えは伝統となり、商品や製品に息づき、企業風土となって継承されていくというメリットの方が計り知れない効果があると思われる。

そこで、次世代に引き継ぐものとして、100年企業に共通した商人道、哲学をご紹介します。その一つが、石門心学である。

長所・プラス面	短所・課題・リスク
①企業理念・目的の共有と承継	①事業承継
②長期的視点に立った経営	②ファミリー間のいざこざ・紛争
③安定した業績と持続的成長	③人事の不公平感
④ステークホルダーとの長期的信頼関係	④企業統治の欠如
⑤固有の企業風土	⑤硬直的、排他的な企業風土
⑥雇用の維持と教育投資	⑥会社の私物化、公私混同
⑦ブランド力・信用力の重視	⑦コンプライアンス違反
⑧迅速果敢な意思決定	⑧伝統・既存事業への過度の依存

江戸時代の石田梅岩の訓えで、商売は「正直・儉約・勤勉・孝行」に徹せよ、と伝えている。

住友家・三井家の家訓も、その教えが吹きこまれており、「老舗に共通した哲学」として6つの言葉が商人道として掲げられ、①正直、②儉約、③勤勉、④陰徳、⑤感謝報恩、⑥堪忍まで、丁稚奉公の心得になっている。

このように、長寿企業は経営理念を守り、本業を大切にして時代時代に合わせ変化してきたからこそ、長期間生き延びてきたと言える。

虎屋の「古くからある菓子や技法、心意気に加え、時代に合った感性で、絶えず新しさを生み出す」という方針や、鈴廣の「老舗にあつて、老舗にあらざるは、まさにこのことを言い当てた訓えであろう。」

これからの100年企業4つの力

現状の経営環境に立ち戻つ

て考えると、2020年以降、後継者難を理由とした廃業がピークに達する。最近では、赤字倒産が増加して、承継難廃業が増加しているが、その理由のうち、「子に継ぐ意思なし」「子がない」「適当な後継者がいない」の3つで、実に3割近いものが、現実化しつつある。

産業構造的にも、中小企業の廃業は、部品供給シテムの寸断を招きかねないと、ファミリービジネス白書では警鐘を鳴らしており、100年企業の事業継続力は、他社企業の学び、模範となりうる。

後継者を育てるだけでなく、新しいものに挑戦する情熱と従業員重視の経営が必要になってきている。今後は、高度成長期や低成長期を乗り越えてきた100年企業が、さらに持続的な経営をしていくことは難しい時代に入ってくると考えられる。

なぜなら、今後はマイナス成長のうえ、利益計上だけではなく、社会貢献を求

められる時代に入るからである。顧客や従業員の眼も当然厳しくなってくる。

SDGS(持続可能)の考え方がスタンダードになると、ますます会社一体となった、従業員結束の経営が求められ、地元に貢献する「持ちつ持たれつ」の共生の考え方が主流となるであろう。

まとめると、これからの100年企業は、「三方よし」「相互信頼性」「身の丈経営」「儉約」の4つがカギとなると考える。

いずれにしても持続的な成長を果たし、地域を元気にするべく、100年に向かつて挑戦する企業を応援していくような地産地消の方針とその対応をしていくことが地方の課題となる。

ちなみに、経産省選出の地域未来牽引企業は、こうした役割を果たしていける企業であり、地域が官民一体で支援していけば、地方はまだまだその潜在力を発揮できるのではないかと思う。

魅力的なリーダー像 若い社員がずっと働きたいと願う職場を作ろう

経営コンサルタント
岡元輝明

空前の人手不足と言われている中、新卒者の3年未満の離職率が依然3割台で推移しています。「やりがい」を求めている若者と職場の現実とのミスマッチがあると指摘されています。

人材の確保・定着は、根本的な企業現場での対応が求められています。

若い彼らの職場での定着を図っていくためには、会社をより魅力的にしておくことであり、その任は若手社員を率い、育て、関わり深い管理職者にあります。

魅力的な職場にするかどうかの責務の大きさを管理職者が担っていることを改めて意識して、若い彼らに向き合いたいものです。

では、若手社員が望む魅力的なリーダー像を端的に整理してみます。

1 前向きな姿勢

年齢に関係なく、気持ちが若々しく、仕事にも趣味に通じ積極的に取り組み、世の中の変化に関心を持ち続けている人です。

そして、未来に夢と、それを達成するためのビジョンを持ち、熱く語れる人です。リーダー自身が燃えていることであり、リーダーが熱くなれないのでは、若手社員は燃えるはずありません。

かつてサッカー日本代表監督を務めたジークムント氏は「情熱を失った時、リーダーは指導者としての資格を失う」との名言を話していました。

2 仕事ができる

リーダーの後ろ姿を見て仕事をやる若手社員にとって、

仕事ができることは尊敬の対象となる基本です。

逆に、仕事がかまくいかずに言い訳ばかりを伝えていては、若手社員の蔭口の組上に上るだけです。

何を尋ねても知っている、バリバリ仕事をこなす、こんな上司の言うことは説得力があるものです。

3 やるべきことが明確

会社の現状や問題点、それらを解決する対策について明示できることがリーダーの信認を高めます。

「現状はこうだが、将来はこうしよう、そのためにこれからこのように取り組んでいこう」と目標と具体的なアプローチを示すことができる事です。

さらに、「君にはこういう期待があり、会社や関係

する上司も応援していくので、頑張つて欲しい」と明示されたら、部下の奮闘する力は期待以上のものになります。

4 権限を委譲する

人は任せられれば、上司からの信頼はあるとして、責任と意欲を感じて行動するものです。

ピーター・ドラッカー氏も「人を育てるための最も効果的な方法は任せることである」としています。

任せる若手社員には思い切つて任せ、1度や2度の失敗は大目に見る度量と適時適切な助言と褒めることは欠かせません。意欲ある社員を育てるのであれば、できる範囲で権限を委譲することです。

5 公平な評価をする

日本人は叱ることはしますが、褒めることは苦手だとの指摘があります。

部下のやる気をなくす最大の原因は、「怒りっぱなし」。

事実も確かめせず、頭ごなしに、ねちねちと叱られたのでは若手社員ならずとも、たまったものではありません。

叱つた部下は今まで以上に気に掛けるものですが、叱つたことが改めたり、指示したことができた時には、きちんと褒めることが大切です。

魅力的なリーダー像を大きく5つに簡潔にまとめました。しかし、人間、それほど完全なものでもなく、誰しも欠点もあるものです。だからこそ、自分で常々、意識して、より魅力的に生きようと努力することが大切です。

そして、そうした日々の自身に厳しい姿勢は、必ずや若手社員の心を強く動かすものです。

若手社員は管理者やリーダー社員の仕事への取組み、いわゆる後姿を見ていることを改めて意識しましょう。

東京五輪を前に国は感染症 「風疹」の封じ込めに懸命

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

働き盛り「39歳から56歳の男性」は抗体検査を是非

来年7月に迫った東京オリンピックでは、亜熱帯並みと言われる炎天下での開催に、アスリートたちは勿論、海外からの観客にも熱中症の多発を心配する声が上がっていますが、もう一つ強く懸念されている病気があります。それは昨年から首都圏を中心に、患者が急増している感染症の風疹です。

感染症とは細菌やウイルスなどの病原体が体内に侵入して発症する病気のことですが、風疹は咳やくしゃみなどの飛沫感染によって広がります。以前は「3日ハシカ」と呼ばれ、小児のうち感染して、軽い発熱や発疹などの症状が出て3日もすれば治り、ごく自然に免疫を持つのが通常でした。

ところが効果的な予防ワクチンが開発され、現在はハシカと一緒に混合で、1歳と小学校入学前の2回接種が行われています。ただ、この公的なワクチン接種は、1回だったたり2回だったり、また受けなくても良い時期があったりしたものですから、関係者も驚く事態が起きてしまいました。その1つは昨年、首都圏で風疹が多発した際、患者の約8割が中年男性だったことです。そして調べているうちに1962年4月2日から79年4月2日までに生まれた男性は接種を受ける機会がなく、女性は中学生になって集団接種を1回受けていることが分かっています。そこで厚労省は大慌てで政令を改正し、今年2月から該当男性は原則無料で風疹の抗体検査と、それに次ぐ予防接種を受け

られることになりました。風疹の年間発生件数は、かなり波があっても3桁台にとどまっています。12年は2386人と4桁台に、さらに翌13年は1万4344人と5桁台を記録しました。その後は、一昨年は93人と2桁だったのに、昨年は2917人と再び4桁台になり、今年も更なる流行が憂慮されています。感染症では兄貴分のハシカも今年に入って多発し、全国的な感染の拡大が心配されています。感染力はインフルエンザの10倍もあるのですが、国際的には弟分の風疹の方がより強く警戒されています。その理由を次に述べていきます。

**お腹の赤ちゃんも感染する
怖い病気であることの認識を**

一部の国から既に「風疹の日本に渡航するのは自粛を」と国民に勧告が出ているのは、理由があります。それは妊娠初期の女性が感染すると、深刻な障害児の生まれる可能性があるからです。これは先天性風疹症候群（CRS）と呼ばれ、妊婦のお腹にいる赤ちゃんにもウイルスが及び、死亡することもあれば、3大症

状と言って心臓病、難聴、白内障を罹患して出生することが少なくありません。3大症状は1つだけでなく複数のこともあり、そのほか血小板減少、糖尿病、網膜症、小眼球から発育遅滞、精神発達遅滞などの病状を伴うこともあります。

妊婦は予防接種を2回受けていけば感染の心配はまじないのですが、受けていない人は元より、受けても1回だった人はリスクを持っていきます。CRSの出生は妊娠20週までの感染が多くて、初期であるほど頻度は高く、妊娠1か月は50%以上、2か月は35%というデータもあります。そして重要なのは、妊娠が確認されれば予防接種は禁止されていることです。

海外からの警戒の目は、今年1月下旬、埼玉県でCRSの男児出生のニュースが報じられて、より強くなりました。先述した12年から13年の大流行の際は、CRSの赤ちゃんが45人生まれました。その後はゼロ続きでしたが、今回は5年ぶりの出生です。どうしても、今年には患者がさらに増え、C

RSも続発するのではと、昨年から続いている風疹多発との関連性が強く疑われてしまうようです。

事態がここまで進んでくれば、国にはより強固な予防策の実施を望むとして、国民の側にも社会的防衛の観点から協力の足並みをそろえる必要があります。はからずも「空白の世代」と呼ばれるようになった働き盛りの男性該当者は、必ず抗体検査を、そして必要と判定されればワクチン接種を受けるべきです。年配になつての感染は重症化する怖れがあるので、まずは自分のため、そして世の妊婦さんを巻き込まないためです。

同時に、こうした検査にはかなりの時間を取られるので、企業側にも理解が求められます。もし職場健診に並行して抗体検査を実施できるならスムーズにはかざるので、その決断が今後の課題と言えます。最後に妊婦さんには、予防接種を受けていても人混みに出るのはなるべく避け、無事に元氣な赤ちゃんを出産して五輪を迎えられるよう、願っております。

「お疲れさま」から考える

㈱アルティスタ人材開発研究所 代表 玄間千映子

労働力確保が命題となっている昨今では、どの職場でも外国人労働者の活用は必須です。他国の人々との協働を考える時、「ロウドウ」文化の違いを知っておくのもコツの一つ。そこで今回は、「お疲れさま」というかけ声から、「ロウドウ」文化の違いをのぞいてみよう。

「お疲れさま」。ひと仕事終わると、その働きへのねぎらいの声掛けが誰からともなく起きるのが日本だ。日本では、働くことを上下なく「ねぎらう」のだ。ところが、もともと身分格差が激しく、奴隷に生産活動を担わせていた他国では、上下なく「ねぎらう」という文化は希薄だ。

「お疲れさま」の後ろに続くのは、「一息ついて」とか、「ありがとうね」「もう一働き、頑張ろう」という励ましだ。そこには風通しの良さとか、明るさを感じる事ができる。課題に共に向かう姿勢が、そこにはある。

ところで「ねぎらう」を漢字で書くと「労う」となる。「いたわる」を漢字で書いても、「労る」となる。「労」の読み音は「ロウドウ」だから、「働く」の前にロウドウが付くと、「労働」となり「ろうどう」となる。この労働という言葉に続くのは、労働災害とか労働組合といった、対峙する姿勢がつきまとう言葉が続き易く、働くという活動に喜びとか愉しさといった気配は薄い。

「ろう」と同じ「労」という文字であるにもかかわらず、「労」の読み方を変えただけなのにこうまでイメージが変わるとはと驚きだが、日本が文字を持った経緯が絡んでいると知れば、納得できる。

日本語の前身、大和言葉の時代の日本は、小さな社会だったので、読み音だけで文字の必要がなかった。ところが仏教伝来で、文字の便利さに気付いた日本は、古代中国から漢字を持ち込んだ。その時、大和言葉で「みず」と呼んでいるものは古代中国では「スイ」と呼んでいる物と同じであり、それには「水」という文字が充てられているようだという、意識のためのすり合わせが行われた。日本の漢字に音訓のあるのはそれゆえだが、異文化と国境を接していない日本は、物と異なり、人の活動を表す言葉には文化の違いが色濃く反映されていることを見落とした。

「労」という文字にも二面性が生じ、今日引きずつ

ているのはそれゆえだろう。

ついでにいえば、「働」という文字は日本製で、大陸では「動」と書き「労働」と書く。生産活動に人と機械の区別はない。表意文字を生んだ大陸では機械のように「こき使われる」のが「はたらく」なのだ。もちろん、日本語の「遊び疲れる」という状況は大陸の人々にもあるが、自発的活動で「つかれる」場合は「累」を使い、「労」は使わない。「労働」の読み音は「ロウドウ」なので、読み音では大陸の「労働」と同じだが、活動思想は180度違っているのだ。

外国人労働者の彼らと日本人との協働は、「お疲れさま」の「疲れる」は「労」ではなく「累」からだといいことが彼らに身についた頃、ようやく生まれるのだと思う。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

押し寄せる「不安」を うつつちゃれ!

ジャーナリスト 海部隆太郎

相撲に影響されたのか、子供のころから「うつつちゃれ」という言葉を自然に使ってきた。土俵ぎわに追い詰められた力士が体をひねって相手を土俵の外に放り投げる技が「うつつちゃり」であり、押してくる相手(諸問題)をかわすことを意味する言葉だととらえている。ただ、地域によって使い方、意味が微妙に異なるようだ。本稿では私の勝手な解釈で話を進めさせてもらおう。

さて、現代社会は不安が溢れている。将来の年金、米中貿易紛争で受ける経済の影響、多発する高齢者ドライバーによる事故など、身近な生活からマクロ経済、社会問題まで、日々のニュースは不安要因を伝

まった。今や不安は生きるための機能ではなくなってしまう。それでも不安はまとわりついてくるのだから、まともを受け止めず不安から逃げてしまえば解消するはず。それができない。逃げの発想すら持てないのが現代社会。結論から言えば逃げられないのならば「うつつちゃる」ことを習慣化すればいい。

現代社会に蔓延する不安

女性タレントが舌がんになったと報道された。ちょうどその時期に歯科医と話をする機会があった。「舌が気になるので診てもらいたい」と訴える患者さんが急増しているという。自分も舌がんになるのではないかと、不安心理が虫歯よりも優先してしまったと思える。

人は不安要因に対し敏感なほど反応する。言い換えると不安となる事象を知りたがる。誇張すれば、不安要因に興味を持つ。読者、視聴者が好むからマスコミ

は読者が不安に思うような報道に終始しているのではないか。それらの多くは、時間の経過と新たな問題(不安)の発生で忘れられていくだけなのだ。

肝心なのは、そのような社会全体に不安心理があり、さらに個人的な不安が蓄積され、心の中で割り切れない思いがストレスの塊になっていくことだ。自己防衛のためにある扁桃体の機能が、自分自身を蝕むことで不幸な出来事が起きてしまう。

どう対応すればいいのか、人それぞれ性格が異なるので画一的なことは言えないが、対策は多様にあるはずだ。私流のやり方は、うまく表現できないような不安が積み重なり、もともととした状態になったとき「来るなら来いよ!」という気持ちになることでホッとす。向き合うのではなく開き直ることで、どうしようもない気持ちをどこかへ放り投げる。これを「不安をうつつちゃる」ことだと思いつつやっている。



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※2018年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



DAIDO 大同生命保険株式会社 群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F) TEL 027-223-5260



吉岡

会員企業紹介

有限会社 人形の館石倉

代表取締役

石倉 文夫

一、所在地

北群馬郡吉岡町

漆原一〇五九一三

TEL〇二七九一五四一四〇〇五

二、事業概要・会社PR

明治42年設立。創業109年、3代に渡り北群馬郡吉岡町で群馬県内を中心に「本物をお届けする人形専門店」を理念として掲げ、節句商品を中心に販売を行う節句人形販売店「人形の館石倉」です。当社の主要商品は、正月節句商品(羽子板・破魔弓)・三月ひな祭り節句商品(雛人形)・五月端午の節句商品(五月人形・兜・鎧・鯉のぼり・絵幟)であり、作り手と積極的な商品開発を励んでおり、商品の8割以上はオリジナル商品です。



店舗内観

三、経営理念

「本物をお届けする人形専門店」という理念のもと伝統的な製作技法による本格的な商品を取り揃えており、節句商品をしっかり楽しみたい、細部までこだわって選びたいという顧客層に支持され、東京など群馬県外の遠方からも来店されます。本物志向の商品を扱っており、当店及びインターネットで販売をしておりますのでぜひご来店ください。



北橋

会員企業紹介

有限会社 東峰産業



代表取締役社長
松井 等

一、所在地

渋川市北橋町

真壁五四四一五

TEL〇二七九一五二一八二一八

二、事業概要・会社PR

当社は、昭和62年創業、一般廃棄物の収集運搬、産業廃棄物の収集運搬と鉄骨・鉄筋コンクリート・一般住宅の解体工事の三本柱で営業を行っています。



三、経営理念

ごみの収集運搬・解体工事を通して、資源を大切に「分ければ資源、混ぜればごみ」をモットーに、少しでも「ごみ」を減らして資源にすることをいつも念頭に置いて、世の中の「ごみ」を削減し、マテリアルリサイクル「材料再生」「再資源化」「再生利用」を目指して頑張っています。



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



法人会のビジネスガード
Business Guard Special

AIG損害保険株式会社 高崎支店 TEL. 027-363-4122

会社で入る
医療補償

ハイパーメディカル

業務災害総合保険 疾病入院医療費用保険金・疾病入院医療保険金 等セット

政府労災の
上乗せ補償

ハイパー任意労災

業務災害総合保険 地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

B-152291 2020-01

高崎

高崎地区会の17支部で 今後の事業計画等について 会議が開かれました

令和元年8月10日、高崎地区会を構成する17支部の役員会が、それぞれ開催されました。

会議の中では、支部の会員の皆様の現状や今後の会員増強運動の方法、高崎地区会主催で行う下期研修会などの事業計画について等、積極的に今後の支部については、法人会のあり方の議論がなされました。

【高崎地区会17支部図】



法人会の税務テキストのご紹介

法人会では研修会等で使用するテキストを発刊しています。このテキスト類は研修会や説明会で皆様に無料でご提供させていただいております。

研修会にご参加いただけない場合、各地区会の事務局にて無料でお渡しすることもできます。ご入用の際は、法人会の各事務局へご連絡ください。なお、数に限りがございます。



いますので、在庫切れの場合にはご容赦ください。
高崎法人会 事務局
TEL 027-1363-4526

渋川

MM-1フェスティバル

「日本のまんなか(MM)」渋川地区の「まんじゅう(M)」をPRするとともに、食と観光、商業が連携し、地域の活性化を図ることを目的に、渋川商工会議所青年部を中心とした実行委員会が主催し毎年開催しています。温泉まんじゅう発祥の地と言われている伊香保温泉を有する渋川市で、まんじゅうの味くらべを楽しんでいただく主旨ですが、渋川市全域においても、まんじゅう店は比較的多く、地域の特産品とも言える存在です。

イベントには、市内近隣



に店舗を持つ味自慢のまんじゅう店が大集合。個性豊かな品々が一堂に会するのが大きな魅力です。箱売りの他、バラ売りも行っており、お好みのまんじゅうを詰め合わせてオリジナルのセットを作ることもできます。

集客力の高さから他のイベントとコラボして開催されることも多く、今年は4月13日(土)に他の催しと共に市総合公園で行われ、多くの来客で賑わいました。日程、会場などは、毎年実行委員会で決定の上公表されます。開催の際は、是非お出かけください。

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

NEW

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

NEW
ライフステージの変化に
ちゃんと応える
医療保険 EVER



心配な
「がん」の
備えに

生きるための
がん保険
Days 1



(引受保険会社)

Affac アフラック

〒370-0841 高崎市栄町 16-11 高崎イーストタワー 13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

AFツール-2018-5408-1903006 11月16日

伊香保

伊香保温泉湯元
「河鹿橋」紅葉ライトアップ



日本の秋の風物詩「紅葉（こうよう）」とは、木々の葉が落葉前に緑から赤や黄色に変わること指します。葉緑素が分解され、カロテノイドがたまったり、葉緑素が無くなって、アントシアニンが蓄積されて起こる現象と言われています。一般的には、落葉樹に起こる現象と言われており、赤く色づくモミジやナラの木、黄色く色づくイチョウなど知られています。

さて、群馬県の紅葉ラン

キング上位でもある、伊香保温泉湯元「河鹿橋」の紅葉ですが、400年以上の歴史をもつ伊香保温泉。石段を登って進み、さらに伊香神社を抜けたところに湯元「河鹿橋」がある。橋の周辺にはカエデ、モミジ、クヌギなどの木があり、朱に塗られた太鼓橋である「河鹿橋」とのコントラストが見事。夜間にはライトアップされた紅葉が幻想的な世界を醸し出しております。

この機会に伊香保温泉に足を運んでみては如何でしょうか？

心よりお待ちしております。

伊香保温泉湯元

「河鹿橋」紅葉ライトアップ

期間 令和元年10月22日(火)

～11月17日(日)

場所 伊香保温泉の湯元付近

点灯 午後4時30分～

午後10時30分まで

(予定)

松井田

松井田七夕まつり

今年で43回を数える松井田七夕まつりは、商工会青年部が「子どもたちにふるさとの伝統行事を親しんでもらい、町の活性化につなげよう」と毎年7月の最終土曜・日曜で行われており、今では町の主要イベントの一つとして定着し、多くの方に楽しんで頂いています。

松井田の中心地である北横町・南町通りには七夕飾りが施され、歩行者天国として開放されます。みんなの短冊コーナーでは、大人も子どもも思い思いの願いごとを書いて笹に飾り付けます。お祭りでおなじみの金魚すくい、やきそばやチョコバナナなどの模擬店を商工会青年部員が手がけており、それを楽しむ家族連れで賑わいます。また、ちびっこ広場では毎年商工会青年部員の手作りによるゲームも大変子どもたちに

人気があり楽しんでいただけました。東日本大震災後の平成24年からは、各模擬店に義援金箱を設置。お祭りの収益、模擬店の義援金箱に寄せられたお金を災害復興のために寄付しています。

来年は令和2年7月25日(土)・26日(日)の両日開催予定です。お近くの際には是非松井田七夕まつりにお立ち寄りください。

来年は令和2年7月25日(土)・26日(日)の両日開催予定です。お近くの際には是非松井田七夕まつりにお立ち寄りください。



Affac
アフラックサービスショップ

募集代理店
(有)井田総合ビジネス

アフラック い～な
0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2
(営業時間) 祝日定休
月～土曜日 9:00～18:00
日曜日 10:00～18:00

※日曜日は月1回程度お休みをいただくことがあります

土日営業

<https://www.idasogo.co.jp>

税理士会

「税を考える週間」における広報活動

関東信越税理士会
高崎支部 税理士 柏 昌 幸

国税庁では、日頃から国民の皆様は租税の意義、役割や税務行政の現状について、より深く理解してもらい、自発的かつ適正に納税義務を履行していただくために納税意識の向上に向けた施策を行っています。

特に、毎年11月11日から11月17日までの一週間は「税を考える週間」とし、この期間を中心に様々な広報広聴施策を実施するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会としています。

税理士会高崎支部では、「税を考える週間」の広報活動の一環として高崎駅にてポケットティッシュの配布を関係各所の方々と共にを行っています。

租税教室の推進

国税庁では、次代を担う

児童・生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の充実に向けて支援を行っています。

税理士会高崎支部でも、小学校、中学校のみならず高等学校、大学並びに社会人等に向けての租税教室の実施を積極的に推進しています。

確定申告期の税務支援事業

確定申告期には、以下の税務支援事業を行っています。

(1) 税理士事務所における無料申告相談

(2) 支部事務局における税務相談

(3) 各種団体に対する派遣業務

① 各地商工会、青色申告会
の決算・申告検討会への派遣

② 群馬高崎農協税務協議会のJA組合員に対する申告相談会の開催

③ 各金融機関の申告相談会の開催

(4) 高崎税務署及びピエント高崎における無料相談会

(5) 国税庁が開設する「申告案内コールセンター」における電話相談

(6) 税理士会独自会場における無料税務相談

無料相談所の開設

管内の高崎市役所、榛名支所、箕郷支所、群馬支所、新町支所、吉井支所、倉渕支所、安中市役所、松井田支所、渋川市役所、榛東村役場、吉岡町役場にお

いて無料の税務相談に応じています。ただし、無料相談できるものは税務上の一般的な取り扱いの説明などに限らせていただいています。詳しい開催日、会場、開催時間、定員、事前の電話予約の有無などについては税理士会高崎支部ホームページ、各市町村の広報誌にてご確認ください。

このように高崎支部の税理士は各方面で幅広く税務支援事業に携わっております。法人会会員の皆様におかれましては今後とも引き続き税理士の税務支援活動へのご理解を賜りますようお願いいたします。



税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ 経営寸話

ポイント還元制度と キャッシュレス決済の普及

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 福田 典宏

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられます。これと同時に、飲食料品及び新聞の譲渡についてのみ税率を8%とする軽減税率が日本で初めて導入されます。

軽減税率の導入に伴い、特に飲食料品を扱う商店等はこれに対応したレジの購入を余儀なくされるため、政府はレジ購入のための補助金制度を設け、中小事業者への支援策を講じています。

このレジ補助金はテレビCMでも広報され広く周知されておりますが、中小事業者にとつてもう一つ対応を迫られるのが「ポイント還元制度」です。

1. ポイント還元制度の概要

ポイント還元制度とは、一定の条件を満たす対象店舗で買い物をした消費者に対し国が決済事業者を通じてポイントとして還元をする制度です。

ポイント還元の対象となるのはキャッシュレス決済のみで、実施期間は令和元年10月から令和2年6月までとなっています。

キャッシュレス決済には、クレジットカードの他、電子マネーやQRコード決済など電子的に繰り返し利用できる決済手段を含みます。

還元率は、例えば小売業者は資本金が5千万円以下もしくは従業員が50人以下の中小事業者が5%ですが、その中小事業者がFC店舗等に該当する場合は2%となっており、その区分は業種によって異なります。なお、中小事業者でない大型店舗は還元無しとなっています。

ポイント還元事業者となるためには、キャッシュレス決済のシステムを導入した上で、決済事業者を通じて加盟店IDを取得し加盟店登録を行う必要があります。

なお、この制度の詳細については、一般社団法人キャッシュレス推進協議会が運営するホームページ(<https://cashless.go.jp/>)等で確認することができます。

2. 制度創設の背景

ポイント還元制度は消費税増税時の増税負担軽減措

置の一つで、消費税率アップによる消費者の買い控えを緩和しようとする政策ですが、この対象をキャッシュレス決済に絞ったことにより、経済産業省が日本にキャッシュレス決済を広めたいという思惑が見て取れます。

その理由としては、日本では少子高齢化と生産年齢人口の減少で人手不足が今後さらに進行することが想定されるため、キャッシュレス決済を普及させることで、現金の輸送・管理・集計事務等に係る業務の効率化とコスト負担軽減を図る必要があるからです。

更には日本を訪れる外国人観光客は年々増加しており、キャッシュレス決済が当たり前の外国人観光客の利便性向上の観点からも、キャッシュレス決済普及への対応が急務となっています。

しかし、日本人は現金志向が強く諸外国に比べてキャッシュレス決済の比率は低くなっており、また店舗側も決済事業者への決済手数料や端末購入のためのコスト負担が発生するため導入が進まないのが現状です。

3. キャッシュレス決済の普及

ポイント還元制度の行き着く先がキャッシュレス決済の普及ということであるならば、消費税増税対策に留まらず、適用期間終了後も継続して議論を重ねるべきものだと思います。

そもそもポイント還元という形式自体も予算が莫大となる懸念があり、一部にはバラマキであるという批判も出ています。

それに、日本人の根底にあるキャッシュレス決済に関する情報不足や理解不足、固定概念を解消することは容易な事ではなく、おそらくポイント還元制度だけでは不十分ではないかと思えます。政府が本気でキャッシュレス決済を普及させたいのであれば、二の矢三の矢を放つ必要があるでしょう。

これらの課題をクリアし、日本のキャッシュレス経済がより国際基準に近づけるかは、政府の舵取りと国民の意識改革にかかっているのではないのでしょうか。

国税に関するご相談・ご質問は 電話でお問い合わせください!



税務署窓口でのご相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として事前予約とさせていただきます。

税務署におかけいただいた電話は、自動音声案内でご案内しております。相談内容に応じて、番号を選択してください。

国税に関する
ご相談・ご質問



を選択

消費税の
軽減税率制度
に関する
ご相談・ご質問



を選択

電話相談センター

★国税局の職員がお答えします★

音声案内に従い相談内容の番号を選択してください。

- 1 … 所得税
- 2 … 源泉所得税・年末調整
- 3 … 相続税・贈与税・譲渡所得
- 4 … 法人税
- 5 … 消費税・印紙税
- 6 … その他のご相談



消費税の軽減税率制度に関する専用窓口

【フリーダイヤルも設けております】

0120-205-553
(9:00~17:00)



高崎税務署 (Tel 027-322-4711)

※事前予約は、自動音声案内で **2** の番号を選択

1月から3月までの期間については、所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告に関する相談の事前予約は行っていません。

◎国税に関する質問は国税庁ホームページの「タックスアンサー」に掲載されています。
◎スマートフォンからもご利用いただけます。

タックスアンサー

検索



左記のサイトは、上のQRコードからもご覧いただけます。

(R1.6)

国税庁ホームページ 「タックスアンサー」をご利用ください!

- ・税に関する情報を提供しているインターネット上の税務相談コーナーです。
- ・税の質問に対する回答を「税の種類」や「キーワード検索」で調べられます。

① 医療費控除の対象となる医療費は？
調べてみよう！「所得税」をクリック

キーワード検索
質問に関連するキーワードを入力すると…
↓
該当ページにジャンプします

② 調べたい質問をクリック

③ 調べたい質問をクリック
↓
回答が表示されます

分類コード	医療費を支払ったとき
1120	医療費を支払ったとき（医療費控除）
1124	医療費控除の対象となる出産費用の具体例
1125	医療費控除の対象となる介護保険制度下での施設
1126	医療費控除の対象となる入院費用の具体例

◎検索サイトで「タックスアンサー」と検索してください。
◎スマートフォンからもご利用できます。

左記のサイトは、上のQRコードからご覧になれます。

令和元年度「税を考える週間」のご案内

国税庁は、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、集中的に税についての各種の広報活動を実施しています。令和元年度は「くらしを支える税」をテーマとし、税の役割や適性・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組について紹介するとともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けることとしています。

なお、本年度高崎税務署管内では、下表の行事が予定されております。

日 時	行事名および開催場所	行 事 内 容 等	主催団体等
11月11日(月) 7:00～9:00	高崎駅前街頭広報 高崎駅	「税を考える週間」 ポケットティッシュ 6,000 個の配布	法人会・関東信 越税理士会高崎 支部
11月13日(水) 15:00～17:00	納税表彰式 (ビエント高崎)	税務署・県税事務所の納税功労者の表 彰及び作文入選者への賞状授与	税務署・県 税団協
11月11日(月) ～11月17日(日) (期間中及びその前後)	中学生・高校生の作文展 管内全市町村役場ほか	中学生・高校生の「税に関する作文」 の優秀作品の展示	税団協 税務署
11月14日(木) 18:30～20:00	公開講演会(※) (高崎市総合福祉センター たまごホール)	植木理恵氏による公開講演会の開催	法人会 (全地区会合同)

(※) 公開講演会の詳細につきましては、同封のチラシをご参照ください。

令和元年分 年末調整説明会のお知らせ

年末調整説明会を、次の日程で開催いたします。

本年も、年末調整関係資料を事前に送付いたしますので、説明会にご出席の際はお持ちくださるようお願い申し上げます。

開 催 日	開 催 時 間	開 催 場 所
令和元年 11月14日(木)	10:00～12:00	群馬音楽センター
	13:30～15:30	高崎市高松町2-8-2

(注1) 午前・午後のいずれか、ご都合のよい時間に会場へお出かけください。

(注2) 駐車場につきましては、用意しておりませんのでご注意ください。

*用紙は従来どおり税務署の窓口でもお受け取りいただけますが、一部の用紙につきましては、国税庁ホームページから各種用紙のダウンロードにより、ご使用いただけます。(国税庁ホームページ www.nta.go.jp)

エル タックス
eLTAX

地方税共通納税システム はじまります！！

令和元年
10月から

地方税共通納税システムは、複数の地方公共団体へ一括して電子納税ができるシステムです。

ご利用方法

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5
利用届出	電子申告	納付情報入力	納付方法選択	納税
eLTAXのホームページから利用届出(新規)を提出してください。(提出済の方は不要)	PCdeskなどのeLTAX対応ソフトウェアから申告書を作成・送信してください。	納付する税金の種類や納付先などの情報入力、またはCSVファイルの取り込みを行います。	インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選ぶことができます。	取引金融機関のネットバンキングや、事前に登録した口座から引落されます。(即時または指定した日)

全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができます。

8時30分から24時までご利用いただけます。

※土日祝日、年末年始を除きます。
※別途、休日に利用できる日があります。

利用できる税金の種類は、次のとおりです。

- ①法人県民税
- ②法人事業税
- ③地方法人特別税（特別法人事業税）
- ④法人市町村民税
- ⑤事業所税
- ⑥個人住民税
(特別徴収分、退職所得分)

ダイレクト納付 が導入されます

e-Tax（国税電子申告・納税システム）で導入されている「ダイレクト納付」が、eLTAXでも導入されます。





ご利用には事前に登録手続きが必要です。

ご登録手続き完了までにかかる日数は、ご利用の金融機関により異なります。時間の余裕を持って登録申請をお願いいたします。

※ダイレクト納付は、eLTAXにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から即時又は指定した期日に、口座引き落としにより地方税を電子納付する手続きです。

詳しくは、eLTAXホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

新会員・部会員紹介

		①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
子持	榛名	安中	高崎		
① ぐんまみらい信用組合 子持支店 ② 太田 秀 樹 ③ 渋川市吹屋 ④ 金融業	① 久留馬総業(株) ② 外 處 克 ③ 高崎市高浜町 ④ 農業・建設業	① (株)スターライド ② 中 島 勝 利 ③ 安中市板鼻 ④ オートバイ販売	① (株)藍工舎 ② 高 橋 純 ③ 沼田市柳町 ④ 建設業		
子持			高崎		
① けい月 ② 中 島 きみか ③ 渋川市北牧 ④ 飲食店			① (有)関東グローバル ② 宮 内 哲 也 ③ 高崎市浜川町 ④ 運送業		
子持	子持	群馬	高崎		
① (株)昂 ② 古 内 元 明 ③ 渋川市吹屋 ④ 理・美容業	① (有)共同技建 ② 平 形 次 男 ③ 渋川市中郷 ④ 型枠大工工事業	① (株)K O S ② 廣 田 陽 一 ③ 高崎市中泉町 ④ 建設業	① (株)ヨコタ ② 横 田 利 幸 ③ 富岡市上小林 ④ ガソリンスタンド		
<p style="text-align: center;">問い合わせ先</p> <p style="text-align: center;">(一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576</p>					
会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。					

今後の税務説明会の予定

令和元年度下期「決算税務説明会」日程表

10月10日 (木)	14:00~16:00	箕郷町文化会館 (群馬、箕郷、吉岡、榛東)
10月24日 (木)	14:00~16:00	安中市文化センター (安中、松井田)
11月6日 (水)	14:00~16:00	渋川市・金島ふれあいセンター (渋川、伊香保、子持、北橋、赤城)
11月7日 (木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
11月26日 (火)	14:00~16:00	榛名商工会館 (榛名、倉渕)
11月27日 (水)	14:00~16:00	吉井商工会館 (吉井)
1月16日 (木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)
3月19日 (木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター (高崎、新町)

令和元年度下期「新規設立法人税務説明会」

12月12日 (木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター
------------	-------------	-------------

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに
活動をすすめる全国約80万社の、会員組織です。



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL : 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

表紙説明

上野三碑の一つ、多胡碑

「むかしを語る多胡の古碑」と上毛かるたに詠まれた多胡碑（特別史跡）は、高崎市吉井町池に所在し、およそ1300年前の歴史を今に伝えています。

奈良時代初めの和銅4年（711）3月、現在の高崎市吉井町・南八幡地区一帯に、新しく多胡郡が設置されました。これを記念して建てられたのが多胡碑です。碑文の内容は、正史『続日本紀』の記述とも一致し、古代日本の数少ない文字資料として、江戸時代から本格的な研究が行われました。

また、多胡碑は、同市山名町の山上碑（681年建立、特別史跡）、金井沢碑（726年建立、特別史跡）とともに「上野三碑」としても知られ、平成29年（2017）10月にユネスコの「世界の記憶」に登録されました。三碑からは、漢字や仏教などの渡来文化が、この地域に伝わった様子を知ることができます。

なお、高崎市教育委員会では、11月に「世界の記憶」登録2周年記念行事を予定しています。ぜひお出かけください。

詳しくは → 多胡碑記念館のホームページ
<http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2013121900164/>

ここに生前のご尽力に感謝し
謹んでご冥福をお祈りいたします

令和元年七月二十七日 逝去



松井 一雄 氏
(享年 95 歳)
松井鉄工(株) 会長
本会顧問 (元会長)

おくやみ

【企業の税務コンプライアンス向上のために】 自主点検チェックシートをご活用ください。

企業を成長させるためには、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

法人会では、コンプライアンス向上のための「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成しました。

各種税務研修会等で配布いたしておりますので、会員企業の皆様、自社の成長税務リスクの軽減のために、是非ご活用ください。

法人会

消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第174号

令和元年10月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)

(発行所) 一般社団法人 高崎法人会

〒370-0006

高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号

TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576

E-mail:office@takasaki-hojinkai.com

U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/

(企画・編集) 広報委員会:委員長 羽鳥 武久

(編集・印刷) 荒瀬印刷株式会社

令和元年度 法人会ポスター

税を味方に、 強い経営を。



企業を支える80万社の経営者ネットワーク

法人会

法人会 QRコード



高崎税務署管内 税務協力団体

一般 高崎法人会
社団法人



植木理恵氏

人生が楽しくなる心理学

日時

令和元年11月14日(木)

開場 午後5時30分～ 開演 午後6時30分～午後8時

場所

高崎市総合福祉センター
たまごホール(2F)

高崎市末広町115-1
TEL:027-370-8822

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

定員

300名

締切

10月31日(木) 必着

※定員を超えた場合、抽選とさせていただきますので、ご了承ください。

無料

プロフィール

講師 植木理恵(うえきりえ)氏

心理学者、臨床心理士
東京大学大学院教育心理学コース修了後、文部科学省(日本学術振興会)にて特別研究員を勤める。
心理学会で「城戸奨励賞」「優秀論文賞」などの学会賞を最年少で受賞する。
現在は慶応大学で講義を行うとともに、都内心療内科で心理カウンセラーとして勤務。
学術研究にとどまらず、コミュニケーションや恋愛心理など、よりポピュラーで幅広いジャンルを対象とした著書や取材多数。フジテレビ系列「ホンマでっか!?TV」に心理評論家として出演中。
最新刊『やる気を育てる!』(日本実業出版社)好評発売中。

主催：一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会・渋川地区会・安中地区会・群馬地区会・榛名地区会・松井田地区会・伊香保地区会・箕郷地区会
吉岡地区会・榛東地区会・子持地区会・倉渕地区会・新町地区会・北橘地区会・赤城地区会・吉井地区会

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、群馬県高崎行政県税事務所、
群馬県渋川行政県税事務所、関東信越税理士会高崎支部、上毛新聞社

申込み方法

1. 法人会 会員の皆様

高崎法人会ホームページから
チラシをダウンロードし
FAXにてお申込み下さい。

高崎法人会

〒370-0006 高崎市問屋町 2-7-8 高崎商工会議所ビル 506号

TEL : 027-363-4526

URL : <http://www.takasaki-hojinkai.com/>

2. 一般の皆様

次の要領で記入した、
1名につき1枚の往復はがきで
お申込み下さい。
(返信面が**入場整理券**となります)

- ① 往信オモテ：高崎法人会住所
- ② 返信ウラ：白紙のまま
- ③ 返信オモテ：申込される方の住所・氏名
- ④ 往信ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号

①	②
法人会住所	

③	④
申込者住所	電話番号